

いの町史編さん室ができました！

平成26年10月でいの町が合併10周年を迎えるにあたり、「いの町史」を発刊します。そのため今年4月から、町史づくりのための事務局「町史編さん室」を伊野公民館2階第3会議室に設置しました。



目的

町史編さん室は、旧本川村、旧吾北村、旧伊野町の情報をはじめ、現在のいの町、未来のいの町について様々な材料を集めていきます。そして、町史編さん委員会を補助し、書物にまとめるお手伝いをします。

町民の皆さんへお願い

今後、皆さんが大事に保管されているお写真や大切な資料をお借りすることがあり、声掛けをさせていただきますので、是非ご協力よろしくお願ひします。また、町史編さん室には、事務局員の中村、広沢が在中しています。右の札が在室の目印となりますのでお気軽に足をお運びください。



場 所	伊野公民館2階第3会議室(いの町3597)
利用時間	8:30~17:15(ただし土、日、祝日を除く。)
メ ー ル	社会教育課(伊野公民館1階) kyouiku-sha@town.ino.kochi.jp
T E L	893-2012
F A X	893-2013



お電話・メール・FAXでお気軽にご連絡ください。

個人墓地をつくるには保健所の許可が必要です

最近、墓地の設置をめぐり、近隣でのトラブルが多くなっています。個人で墓地を設置する場合には、設置場所が自分の所有地であっても、事前に中央西福祉保健所長の設置許可を受けなければなりません。

また、民間企業や個人が造成した無許可の分譲墓地を購入した場合は、墓地の許可を受けることができません。このような分譲墓地を購入しないようにしましょう。

《設置場所の基準》

1. 面積が33㎡(10坪)以内であること。
2. 公園、学校等公共施設、人家から100m以上離れていること。(100m以内の場合は同意書が必要)
3. 国道、県道等から20m以上及び主要な河川から30m以上離れた場所。(離れていなければ同意書が必要)
4. 災害危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域に指定された土地でないこと。
5. 墓地区域と隣地の境界を明らかにすること。

《墓地設置予定地の地目変更》

墓地を設置する際、設置予定地の地目(土地の用途による分類)を墓地に変更する必要があります。

設置予定地の地目が農地である場合は、農地法第4条もしくは第5条の転用許可が必要です。

また、その農地が農業振興地域内の農用地区域に設定されていれば、転用の許可申請の前に、農用地区域からの除外手続きも必要です。

これら以外にも、必要に応じて書類等の提出を求められることがありますので、墓地を設置する前にお問い合わせください。

▶ お問い合わせ

墓地設置関係

環境課

☎ 893-1160

中央西福祉保健所

☎ 0889-22-1286

農地転用関係

農業委員会事務局

☎ 893-1115